（婚姻に関する経過措置）

第三条　施行日前にした婚姻の取消し（女が適齢に達していないことを理由とするものに限る。）については、新法第七百三十一条及び第七百四十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際に十六歳以上十八歳未満の女は、新法第七百三十一条の規定にかかわらず、婚姻をすることができる。

3　前項の規定による婚姻については、旧法第七百三十七条、第七百四十条（旧法第七百四十一条において準用する場合を含む。）及び第七百五十三条の規定は、なおその効力を有する。

（縁組に関する経過措置）

第四条　施行日前にした縁組の取消し（養親となる者が成年に達していないことを理由とするものに限る。）については、新法第四条、第七百九十二条及び第八百四条の規定並びに附則第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（恩給法等の適用に関する経過措置）

第五条　次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

一　施行日の前日において恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十六条第一項から第三項までの規定による増加恩給について同法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子　同項の規定

二　施行日の前日において恩給法第七十三条第一項の規定による扶助料について同法第七十五条第二項及び第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子　同項の規定

三　施行日の前日において恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第二十二条第一項の規定による増加恩給について同条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子　同条第三項から第五項までの規定

四　施行日の前日において恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）附則第十三条第一項の規定による特例傷病恩給について同条第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子　恩給法第六十五条第三項から第五項までの規定

2　施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている恩給法等の一部を改正する法律による扶助料に係る当該子に対する同項並びに同法第七十四条及び第八十条第一項の規定の適用については、同法第七十三条第一項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」と、同法第七十四条及び第八十条第一項第四号中「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

3　施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十五条第一項及び第五項の規定による傷病者遺族特別年金に係る当該子に対する同条第六項において準用する恩給法（以下この項において「準用恩給法」という。）第七十三条第一項、第七十四条及び第八十条第一項の規定の適用については、準用恩給法第七十三条第一項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」と、準用恩給法第七十四条及び第八十条第一項第四号中「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

（未成年者喫煙禁止法の一部改正）

第六条　未成年者喫煙禁止法（明治三十三年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律

第一条、第四条及び第五条中「満二十年ニ至ラザル者」を「二十歳未満ノ者」に改める。

（未成年者飲酒禁止法の一部改正）

第七条　未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律

第一条第一項、第三項及び第四項並びに第二条中「満二十年ニ至ラザル者」を「二十歳未満ノ者」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第八条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「、第十九条の三、第五十七条の三の二第二項及び第五十七条の四第二項を除き」を削る。

第六条の二第二項中「都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。）に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかつている児童等（政令で定めるものに限る。以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）」を「小児慢性特定疾病児童等」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

この法律で、小児慢性特定疾病児童等とは、次に掲げる者をいう。

一　都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。）に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかつている児童（以下「小児慢性特定疾病児童」という。）

二　指定小児慢性特定疾病医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかつている児童以外の満二十歳に満たない者（政令で定めるものに限る。以下「成年患者」という。）

第十九条の二第一項中「に係る小児慢性特定疾病児童等」を「に係る小児慢性特定疾病児童又は医療費支給認定を受けた成年患者（以下この条において「医療費支給認定患者」という。）」に、「当該小児慢性特定疾病児童等」を「当該小児慢性特定疾病児童」に改め、「医療費支給認定保護者」という。）の下に「又は当該医療費支給認定患者」を加え、同条第二項第一号中「食事療養をいう。」の下に「次号、」を、「医療費支給認定保護者」の下に「又は当該医療費支給認定患者」を加え、同項第二号中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加える。

第十九条の三第一項中「小児慢性特定疾病児童等の保護者（小児慢性特定疾病児童等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該小児慢性特定疾病児童等を現に監護する者をいう。以下この条、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項において同じ。）」を「小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者」に、「第六条の二第二項」を「第六条の二第三項」に改め、同条第三項中「第六条の二第二項」を「第六条の二第三項」に改め、同条第四項中「小児慢性特定疾病児童等の保護者」を「小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者」に改め、同条第七項中「小児慢性特定疾病児童等」を「小児慢性特定疾病児童」に改め、「医療費支給認定保護者」という。）の下に「又は当該医療費支給認定を受けた成年患者（以下「医療費支給認定患者」という。）」を加え、同条第九項中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加え、同条第十項中「当該小児慢性特定疾病児童等」を「当該小児慢性特定疾病児童」に改め、「医療費支給認定保護者」の下に「又は当該医療費支給認定患者」を加える。

第十九条の五第一項中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加え、同条第二項中「、医療費支給認定保護者」の下に「又は当該医療費支給認定患者」を、「当該医療費支給認定保護者」の下に「又は当該医療費支給認定患者」を加える。

第十九条の六第一項第二号及び同条第二項中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加える。

第十九条の九第一項中「第六条の二第二項」を「第六条の二第二項第一号」に改める。

第二十五条の二第一項中「（次項において「延長者等」という。）」を削り、同条第二項中「（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）」を削る。